

# 企画競争説明書

## (QCBS方式-ランプサム型)

業務名称：ネパール国水力発電分野に係る情報収集・確認調査（本邦技術活用・環境社会配慮等に係る調査）  
【有償勘定技術支援】（QCBS-ランプサム型）

調達管理番号：23a00566

### 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章4.（2）上限額 について」に示した上限額を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

調達・派遣改革の各種施策が導入された2023年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2023年12月13日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 公示

公示日 2023年12月13日

## 2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

## 3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ネパール国水力発電分野に係る情報収集・確認調査（本邦技術活用・環境社会配慮等に係る調査）【有償勘定技術支援】（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください<sup>1</sup>。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2024年3月～2024年10月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

## 4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者メールアドレス：[Nomura.Naoyuki@jica.go.jp](mailto:Nomura.Naoyuki@jica.go.jp)

(2) 事業実施担当部

---

<sup>1</sup> 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

## 南アジア部 南アジア第二課

### (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年12月19日12時
2	企画競争説明書に対する質問	2024年1月9日12時
3	質問への回答 12月20日12時までの受領分	第1回 回答日 2023年12月25日
4	質問への回答	第2回（最終）回答日 2024年1月12日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
6	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2024年1月18日12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2024年1月31日11時
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
11	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (申込先： <a href="https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE">https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE</a> ) ※2023年7月公示から変更となりました。

## 5. 競争参加資格

### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023年10月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

### (2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません

### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

提供資料：

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

## 7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

### (1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.（3）参照
- 2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口宛

CC: 担当メールアドレス

3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号\_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 回答方法

上記4. (3) 日程のとおり、原則2回に分けて以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> )

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記4. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼\_ (調達管理番号) \_ (法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等は パスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納 ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記4.（3）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

### 3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

なお、別見積については、「第3章4（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

### (3) 提出先

#### 1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

#### 2) 見積書（本見積書及び別見積書）及び別提案書

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）\_（法人名）\_見積書  
〔例：20a00123\_〇〇株式会社\_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」
- ⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

### (4) 提出書類

#### 1) プロポーザル・見積書

#### 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

### (5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。  
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

## 9. 契約交渉権者の決定方法

### (1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

### (2) 評価方法

#### 1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023年10月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。

**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### 2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

##### ① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

### 3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① (価格評価点) = 最低見積価格 = 100点

② (価格評価点) = 最低見積価格 / (それ以外の者の価格) × 100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.(2)に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点 = 100点

それ以外の見積額(N)：価格評価点 = (上限額 × 0.8) / N × 100点

\*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

### 4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80:20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

#### (3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額(消費税抜き)は上記4.(3)日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

#### (4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が高同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。



- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

## 10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

### 11. フィードバックのお願いについて

弊機構では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています（現時点では、2023年11月から2024年1月に公示した案件を対象に、試行的な実施を想定）。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「ネパール国水力発電分野に係る情報収集・確認調査（本邦技術活用・環境社会配慮等に係る調査）【有償勘定技術支援】（QCBS-ランプサム型）」に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 調査の背景・経緯

ネパール（以下「当国」という。）は、出稼ぎ労働者による海外送金（対GDP比20%超）や観光業の成長に支えられ、近年比較的堅調な経済成長を続けており、2017年以降は平均約6%以上の実質GDP成長を達成してきた（国際通貨基金（International Monetary Fund、以下「IMF」という）、2020年）。新型コロナウイルスの感染拡大が観光業や内需に影響し、経済成長は鈍化したものの、2021年以降のGDP成長率は4-5%で推移しており、今後数年間は5%台での成長が見込まれている（IMF、2023年）。堅調な経済成長等を背景に、電力需要は過去10年（2012～2021年）で年平均約4.7%増加しており（ネパール電力公社（Nepal Electricity Authority）以下「NEA」という）、2017年及び2021年）、ピーク需要は2021年の約1.5GWから2040年には約18GWまで増加すると推定されている（NEA、2021年）。

当国の経済的に有効活用可能な水力発電ポテンシャルは約42GWと膨大で、現在の電源構成の9割超を水力発電が占める。2010年代中頃までは電源開発が十分に進んでおらず、供給力不足による計画停電が常態化していたが、近年は独立系発電事業者（Independent Power Producer、以下「IPP」という）による水力発電開発の急速な進展により供給力が向上してきている。2018年以降、当国内で余剰電力が発生する雨

季にはインドへの電力輸出を行っており、2020/21 年度 には 38GWh であった雨季のインドへの電力輸出量は 2021/22 年度には 493GWh と増加している（NEA、2022 年）。

しかしながら当国は、乾季にはインドから電力を輸入し不足分を補っている状況にあり、また上記のとおり堅調な経済成長に伴う継続的な需要増加が見込まれていることから、需要増加を見据えた計画的な電源開発を進めていく必要がある。

アッパーアルン水力発電事業は、アルン川流域に調整池を有する水力発電所（調整池式<sup>2</sup>、1,061MW）を建設するものである。同水力発電所は、アッパーアルン水力発電公社（Upper Arun Hydroelectric Limited、以下「UAHEL」という）が開発及び運営・維持管理を担う。世界銀行は同事業に対して 500 百万米ドルの融資を行う意向を有し、世界銀行による支援の下、UAHEL が環境影響評価（Environmental Impact Assessment、以下「EIA」という）を実施し、EIA 報告書は許認可を行う当国森林環境省へ提出済みである。同様に、世界銀行の支援によりフィージビリティ・スタディー（以下、「F/S」という）が実施されている。

内陸国で産業の限られた当国にとって、近隣国への余剰電力の売電は外貨獲得手段として非常に重要であり、当国の第 15 次五カ年計画（2019/20-2023/24）においても、電力セクターは経済発展の原動力となる重点セクターとして位置付けられている。加えて五カ年計画の水力発電の項目には、財政収支の安定化に向け電力輸出を増加させること及び、国内の脱炭素化を念頭に石油製品の輸入削減のため水力発電所の開発を推進することが掲げられている。また、当国が 2021 年に公表した長期の温室効果ガス低排出発展戦略において、2045 年のカーボンニュートラル達成に向け運輸交通や製造業、住宅部門における電力化促進等が掲げられている。電力化促進に伴う更なる電力消費量増加の可能性もあり、同戦略の推進においても水力発電事業の貢献が期待される。また、南アジア地域において電力需要の大きいインド及びバングラデシュでは、温室効果ガス排出量削減と電源の多様化の手段の一つとして再生可能エネルギーの活用を掲げており、両国に対して電力輸出を拡大していくことが可能となれば当該地域における気候変動緩和への貢献が期待できる。

JICA はネパールの水力発電分野において、有償資金協力、無償資金協力、また個別専門家を通じて電源開発に係る計画策定等を支援してきた。具体的には、1992 年以

---

<sup>2</sup> 調整池を用いることで、一日の中での需給調整をすることが可能な水力発電の方式。

降水力発電分野の専門家を派遣している他、「全国貯水式水力発電所マスタープラン調査」（2011年～2014年）、「水力発電セクターに係る情報収集・確認調査」（2017年～2018年）、「水力発電セクターにおけるPPPモデルに係る情報収集・確認調査」（2019年～2020年）、「統合的電力システム開発計画プロジェクト」（2021年～2024年）等を実施している。また、電源開発では、有償資金協力「カリガンダキA水力発電所建設事業」（1996年～2002年）及び「タナフ水力発電事業」（2013年～実施中）」、無償資金協力「西部地域小水力発電所改善計画」（2014年～2017年）等の協力を行ってきている。ネパール政府は、国内の豊富な水資源を活用した電源開発とともに安定した電力供給を目指しており、本調査は当国の安定的かつ持続的な電力供給の拡大に寄与するものである。

### 第3条 調査の目的と範囲

#### （1）調査の目的

今回のネパール国水力発電分野に係る情報収集・確認調査（本邦技術活用・環境社会配慮等に係る調査）【有償勘定技術支援】（QCBS-ランプサム型）（以下、「本調査」という）は、今後の我が国による同国での水力発電分野での有償資金協力の可能性を検討するために実施するものである。なお、左記有償資金協力について実施する場合には複数のドナーとの協調融資となることが想定される。

本調査では、水力発電分野における本邦技術活用可能性について、アッパーアルン水力発電所における適否の検討を行う他、環境社会配慮に係る世界銀行とネパール政府間の合意事項の履行状況に係るモニタリングやアッパーアルン水力発電公社（Upper Arun Hydroelectric Limited、以下「UAHEL」という）が作成した環境社会配慮文書（EIA報告書、住民移転計画（Resettlement Action Plan、以下「RAP」という）、先住民族計画等のレビューを通し、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022年1月公布）」<sup>3</sup>（以下、JICA環境社会配慮ガイドラインという。）との乖離事項の確認やその解消に向けた方策を検討する。

#### （2）調査の範囲

本調査では、上述（1）の調査の目的を達成するために、「第4条 調査実施の留意事項」を踏まえ、「第5条 調査の内容」に示す事項の調査を行い、「第6条 報告書等」に示す報告書等を作成する。

<sup>3</sup> 参照先：[guideline\\_202201\\_j.pdf \(jica.go.jp\)](https://www.jica.go.jp/guideline_202201_j.pdf)

## 第4条 調査実施の留意事項

### (1) 本調査の位置付け

本調査は、アッパーアルン水力発電事業に係る既存報告書を確認すると共に水力発電所の建設予定地の視察を行い、現地状況と既存計画の間の整合性や周辺環境を確認する他、首都カトマンズにて関係機関（UAHEL、エネルギー水灌漑省、各ドナー等）に対するヒアリングや情報収集を行う。

なお、自然環境や生態系に対する影響の確認は、既存の F/S や EIA 等報告書を活用して行うこととするが、必要とされる環境社会配慮がなされているかを確認する上で、不足している情報については本調査にて確認を行う。また、必要に応じて水力発電所の建設予定地に隣接するマカル・バルン国立公園のバッファゾーンやアルン川流域近辺の現地確認を行う。ただし現地確認を行う際には、現地法を含む既存の法規則を遵守すると共に、事前に UAHEL から現地確認の実施許可他、必要な許可を取り付けた上で現地関係者から情報収集する点について留意する。

### (2) 電源開発計画や電力需給について<sup>4</sup>

同国における電源開発は、当国国内の電力需給ギャップ縮小と共に、インドをはじめとした近隣国への電力輸出に貢献することが期待されている。そのため、国内及び近隣国の電力需要、近隣国における電力輸入方針、近隣国を含む系統計画、国家間政策の他、当国からの電力輸出時の留意事項についても調査対象とする。

当国国内の電源開発計画や電力需給に関しては、2021 年より開始された当国における「統合的電力システム開発計画プロジェクト」等の既存調査の内容を最大限参照することを想定する。また既存資料「南アジア地域バングラデシュ、ブータン、インド、ネパール（BBIN）各国の電力連結性強化に係る情報収集・確認調査」の報告書、アッパーアルン水力発電事業の F/S や EIA に係る報告書など、先行調査などから得られる調査結果も活用することで、効率的に調査の実施を進める。

### (3) 環境社会配慮に係る確認

水力発電事業であることや事業規模を踏まえると、アッパーアルン水力発電所は JICA 環境社会配慮ガイドラインが掲げる影響を及ぼしやすい特性を有する事業に該当し、カテゴリ A に分類されることが想定される。

---

<sup>4</sup> 本事業の検討のために追加的に確認が必要な事項については、プロポーザルにて提案すること。

同水力発電所の建設で計画されている環境社会配慮について前述のガイドラインで定められた事項・手続きからの乖離が予想される場合には、当該乖離を最大限縮小するための方策の提案を行う。なお環境社会配慮に関して調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で派生的・二次的な影響、累積的影響、不可分一体の事業の影響も含む。具体的には以下1)～8)について検討を行う。

- 1) 同水力発電所の施工時には、大気汚染、水質汚染、土壌汚染、騒音・振動、排出される廃棄物の影響、生態系への影響等が想定され、供用時においては、水質や生態系等への影響が懸念される。既存のF/SやEIA等において想定されている影響及び緩和策について、レビューした上で実現可能な緩和策を検討する。
- 2) 同水力発電所の近傍には国立公園が所在していることから、工事中・供与時における当該国立公園やそのバッファゾーンの生態系への影響に関し、詳細を確認する必要がある。建設予定地が、生物多様性に関連する保護区（Biological Reserve）等の近傍や内側に立地する場合は、JICA環境社会配慮ガイドラインに記載の「法令等により自然保護のために特に指定した地域」<sup>5</sup>かの該非確認を行う。該当し、かつ当該地域での実施を回避出来ない場合には、前述のガイドラインFAQ<sup>6</sup>に記載の「例外的に保護区で事業を実施するための5条件」がすべて満たされるかについて本調査で確認する。
- 3) 前述のガイドラインの「重要な生息地」にかかる該非も本調査を通じて確認する。該当し、かつ当該地域での実施を回避出来ない場合には、「著しい転換」または「著しい劣化」を伴わないようにするために、前述の前述のガイドラインFAQに記載されている必要な配慮（3項目）すべてが満たされるか本調査で確認する。
- 4) 同水力発電所の建設においては小規模な住民移転が必要となる可能性が高い。そのため、当該移転に関し、作成された住民移転計画の内容、履行状況を確認することが求められる。

---

<sup>5</sup> JICA 環境社会配慮ガイドライン別紙1対象プロジェクトに求められる環境社会配慮「法令、基準、計画等との整合性」において以下のとおり記載。

「2. プロジェクトは、相手国政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の保護の増進や回復を主たる目的とする場合を除き、原則として、当該指定地域の外で実施されねばならない。また、このような指定地域に重大な影響を及ぼすものであってはならない。」

<sup>6</sup> 参照先：[guideline\\_faq\\_202201\\_j.pdf \(jica.go.jp\)](https://www.jica.go.jp/guideline_faq_202201_j.pdf)

また現地住民に対する説明資料など、関連文献や参考資料等に関しネパール語で記載のある資料については、英語への翻訳を行い、ドラフト・ファイナル・レポートに添付の上で提出する。

- 5) 同水力発電所の建設では用地取得が予定されているため、世界銀行やネパール政府側で収集した被影響住民数や生計手段の喪失の有無、補償・支援の内容、用地取得の詳細及びその手続き進捗状況についても本調査で確認する。
- 6) JICA環境社会配慮ガイドラインでは、一定量を超える温室効果ガスの発生が見込まれる事業について、事業実施前に温室効果ガス総排出量を推計し公表することが求められている。そのため、上記に該当するかの検討も合わせて行う。該当する場合、JICA Climate-FIT（緩和版）（15. 再生可能エネルギー/太陽光・風力等）<sup>7</sup>を参照し、GHG総排出量及びGHG排出削減量を推計した上で、結果をバックデータと共にドラフト・ファイナル・レポートに添付する形で提出する。

気候変動対策については、パリ協定に基づき、各国は「自国が決定する貢献」（NDC: Nationally Determined Contributions）を策定している。開発と気候変動対策の統合的实施を推進する観点から、当該国のNDCと整合していることを確認の上、気候変動対策に資する活動を組み込むことが重要である。そのため、同水力発電所の実施によって気候変動の影響を軽減する可能性があることから、JICA 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT 適応策版）<sup>8</sup>「7.水力発電」等を参照の上、気候リスク（ハザード、曝露、脆弱性）を評価し、気候変動適応策を事業計画に組み込みことを検討し、検討結果をバックデータとともに提出する。

- 7) 環境社会配慮に関し、環境チェックリスト<sup>9</sup>にある項目についても、責任機関に確認の上、回答済みの資料をドラフト・ファイナル・レポートと共に提出する。

---

<sup>7</sup> [気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：緩和策 Mitigation） | 事業について - JICA](#)

<sup>8</sup> [気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation） | 事業について - JICA](#)

<sup>9</sup> 環境チェックリストについては、以下のサイトの「3. 水力発電・ダム・貯水池」を参照する。

[参考資料（スクリーニング様式、環境チェックリスト、モニタリングフォーム） | JICAについて - JICA](#)

#### (4) 機材仕様の確認及び本邦技術適用可否の確認

アッパーアルン水力発電所の機械・設備及び送電線等について、現地の環境を踏まえて、既存計画の妥当性を確認する。その際に、適応可能な本邦企業が有している技術・工法について、効果、機能、本邦の優位性、取り扱い本邦企業、海外での活用実績、類似技術を整理した上で、同水力発電所において本邦技術の活用可能性がある技術や工法について、提案を行うと共に競争力・優位性についても合わせて確認を行う。なお、世界銀行や他ドナーに対する説明やヒアリング時には、本邦技術の活用が必須であるという印象や誤解を与えないように留意する。

#### (5) ICT (Information and Communication Technology) 技術の活用<sup>10</sup>

山岳地域に事業サイトが所在している他、マカル・バルン国立公園内やアルン川流域など、本調査で調査を行うサイトはアクセスの困難な場所にある。そのため、ICT 技術（衛星画像の利用・分析等）を活用することで情報収集や分析が進められるものについては、同技術の最大限の活用を図ることで、効率的かつ容易に調査を進める。また、全世界での水力発電所の開発及び運転維持管理の ICT 技術活用実績を整理し、同水力発電所への適応可能性をとりまとめる。

#### (6) リスク管理シートの作成 (Risk Management Framework)

大規模な水力発電所の新設を行う等の大型インフラ開発事業において、期限内や予算内に事業が完成しない場合や、事業完成後の開発効果や便益が当初の想定水準に達しない場合、事業の経済性への影響及び社会的インパクトが非常に大きい。こうしたケースの発生を未然に防止すると共に、リスク要因の特定及び対応策の策定を行うことは、今後発注者が水力発電分野の案件促進を行う上で重要である。そのため、アッパーアルン水力発電所を事例に、既存の F/S や EIA で検討されている点も踏まえリスク管理シートを作成し、対応策を提案するものとする。

#### (7) 他ドナーと連携・協調

アッパーアルン水力発電事業は、世銀以外にアジア開発銀行、欧州投資銀行、OPEC 国際開発基金、サウジ開発基金等が協調融資を検討している。世界銀行をはじめとした他ドナー機関から同水力発電所に係る情報収集を行うことを推奨する

---

<sup>10</sup> 利用する技術及び確認内容の詳細については、プロポーザルの中で提案すること。



が、特に世界銀行がメインドナーとして実施機関と共に他ドナーへの情報共有や説明等を行っていることから、他ドナーに先んじて世界銀行と面談を実施する。

#### (8) 発注者からの便宜供与

実施機関、先方関係省庁及び世界銀行との会議設定は基本的に受注者が自立的に調整を行うことを求めるが、特に初回の面談調整については発注者より支援を行う。

### 第5条 調査の内容

上記の「第3条 調査の目的と範囲」及び「第4条 調査実施の留意事項」を踏まえ、以下の内容について調査を実施する。

#### (1) 準備業務／第一次準備業務：2024年3月

1) 世界銀行のF/Sや実施機関が作成したEIA、RAP、先住民族計画等の各報告書をレビューし、現地で確認する必要がある情報・データを整理する。レビューの内容については、下記1-1～1-3の項目を想定している。レビュー結果を踏まえ、調査全体の方針、方法、作業計画を検討し、また、実施機関のEIA、RAP、先住民族計画の各報告書については、JICA環境社会配慮ガイドラインとの乖離事項を明らかにし、乖離がある場合はその解消に向けた方策を検討し、現地調査で確認を行うこと。

##### 1-1) ネパールの電力セクターにおける開発政策や計画

- 電力セクターの上位計画・戦略、政策目標
- 既往発電設備・今後の開発計画、及びアッパーアルン水力発電事業の電源開発計画上の位置付け
- 最新の電力需給・近隣国との電力輸出入の見通し等

##### 1-2) 環境社会配慮

- 当該国の環境社会配慮制度・組織の確認
- 環境社会配慮文書の承認状況・承認見込み
- 代替案分析の妥当性確認
- 自然・文化遺産に係る保護の指定地域の確認
- 自然環境面（汚染対策・自然環境・生物多様性等）への影響評価、緩和策、モニタリング計画の妥当性確認
- 下流にある生態系や水力発電所への影響評価の妥当性確認
- 社会環境面（住民移転・文化遺産等）への影響評価、緩和策、モニタリング

### 計画の妥当性確認

- 先住民族の移転や住民移転に係る法的枠組みや責任機関の責務及び当該責務の履行状況の確認
- 雇用や生計手段等の地域経済への影響の確認
- 社会的に脆弱なグループやジェンダーを配慮した事業実施
- 非自発的住民移転・用地取得を含む社会経済状況に係るデータの取得
- 緩和策やモニタリング実施のための費用と財源の確認
- 苦情処理メカニズム設置状況の確認
- 環境面・社会面への負担軽減に向けた方策の提案

### 1-3) 計画概要

- 主要施設・設備内容（各施設の概要、レイアウト案、設計条件・方針等）
- 施工計画・調達計画・事業実施スケジュール、工事費
- 工事中の安全対策計画
- 経済および財務評価（評価手法、経済・財務便益等）

2) 上記レビュー結果を踏まえ、発注者と打ち合わせを行い、調査全体の方針、現地で調査方法や調査項目に係る確認を行う。また確認した内容を元に対処方針案を検討し、対処方針会議に参加する。

3) 上記2)の打ち合わせ結果を反映したインセプション・レポートを作成し、発注者に事前確認を求める。

### (2) 第一次現地調査：2024年4月-5月

- 1) 上記インセプション・レポートに基づき、調査目的及び業務計画について、ネパール側の関係機関（UAHEL等）や世界銀行に対し説明する。その後、下記2)～7)の項目について、準備業務で整理した情報及び分析を踏まえ調査を行う。
- 2) ネパールの電力セクターにおける開発政策や計画の実施状況や課題、アッパーアルン水力発電事業の位置付けについて確認する。
- 3) アッパーアルン水力発電所の建設予定サイト及び周辺環境を確認し、想定されている実施計画（設計、設備仕様、施工計画、調達計画、事業実施スケジュール等）との整合性を確認する。
- 4) 先方実施機関の運営・維持管理体制（予算、財源、モニタリング体制・計画、苦情対応メカニズム等）を確認すると共に、先方負担事項（用地取

得、住民移転に対する補償費用の支払い計画、アクセス道路の建設状況、必要な許認可の取得状況等)の整理及び既に履行が必要な事項に対する履行状況を確認する。

- 5) 環境社会配慮の観点から、現地踏査の上、JICA環境社会配慮ガイドラインとの乖離事項とその解消に向けた方策を検討する。また、以下3点についても進捗や計画の妥当性について確認する。
  - ① 被影響住民に対する説明状況やステークホルダーミーティングの結果を踏まえ、過不足のない対応が取られているかを確認する。
  - ② 地震や洪水等の自然現象に対する対策計画及び対策費の積算について確認を行うと共に、現状に即した内容となっているかを分析する。
  - ③社会的に脆弱なグループやジェンダーに配慮した事業実施に必要な方策について確認する(例:エネルギー分野におけるジェンダー配慮の方策、実施機関や工事現場における女性職員の活躍促進や育成の方策等)
- 6) 気候変動対策事業に係るGHG排出量(プロジェクトから直接排出される温室効果ガス排出量及び供与段階における排出量推計)を推計する。
- 7) ネパール側関係者やドナー(世界銀行、アジア開発銀行等)との協議を行い、関連法規や必要な許認可の取得状況等に関し確認する。

### (3) 第二次準備業務: 2024年6月-7月

- 1) 現地調査で得られた情報を元に課題の分析・整理を行い、インテリム・レポートを作成し発注者に提出する。必要に応じてオンラインで現地関係者にヒアリングするなどして、現地調査時点から必要となった追加情報などを入手し、得られた情報の整理を行う。なお、インテリム・レポートについては、環境社会配慮に関する計画・緩和策等についての代替案の検討や改善点、本邦技術活用の可能性、内部収益率や運用・効果指標(事業効果)についても検討し、その結果を含めることとする。また、事業費のレビューの結果については、特に調査の過程で発注者が検討する発注者の関心の高いパッケージに限り、別途発注者が提供するコスト積算キット(Excelファイル)の様式にて提出する。

### (4) 第二次現地調査: 2024年8月

- 1) 第一次現地調査で確認出来なかった項目のフォロー及び確認を行う。

- 2) ネパール側関係者やドナー（世界銀行、必要に応じてアジア開発銀行等）との協議を行い、第二次準備作業の結果を報告し、意見交換を行う。

(5) 第三次準備業務：2024年9月-10月

- 1) 第二次現地調査の結果を踏まえ、ドラフト・ファイナル・レポートを作成し、発注者に提出する。
- 2) 発注者より受領したドラフト・ファイナル・レポートに対するコメントを反映し、ファイナル・レポートを作成の上、同内容について、発注者へ報告を行う。

第6条 報告書等

業務の各段階において、作成・提出を求める報告書等は以下のとおり。

なお成果品は、ファイナル・レポート及びデジタル画像集とする。

	成果品・報告書の名称	提出時期	部数及び形式
1	インセプション・レポート (日・英)	現地調査の2週間前	電子データ (PDF 及びWord)
2	インテリム・レポート (日・英)	第一次現地調査より帰国 後2週間以内	電子データ (PDF 及びWord)
3	ドラフト・ファイナル・レポート (日・英)	2024年9月中	電子データ (PDF 及びWord)
4	ファイナル・レポート (日・英)	2024年10月31日	電子データ (PDF 及びWord)、CD- R4枚
5	デジタル画像集 (アッパーアルン水力発電 所の建設予定サイト等のデ ジタル画像 (写真)、項目ご とに見出しを和文で付した もの)	2024年10月31日	電子データ、CD- R1枚

(成果品・報告書に係る留意点)

- ・報告書(電子化/CD-R版)を作成する際には、最新の「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。
- ・成果品・報告書については、現地で撮影された写真を適切な枚数含め、特に現地の周辺環境等が分かるように工夫する。
- ・現地で先方実施機関やドナー等と協議した際の議事録(参加者名の記載があるもの)報告書の提出と合わせて提出する。

(2) その他提出物

1) 収集資料

本業務を通じて収集した資料及びデータを項目毎に整理し、収集資料リストを付して提出。

2) 議事録等

先方政府との各調査報告説明、協議に係る議事録を作成し、速やかに発注者に提出すること。

3) 調査業務報告書

発注者の規定により、調査業務月報を添付した月例の業務報告書を翌月15日までに発注者に提出する。

4) その他

上記の提出物の他に、関連会議・検討会の開催時に必要な資料や各報告書の和文要約等、発注者が必要と認め報告を求めたものについて提出する。

第7条「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙1：プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項(プロポーザルの重要な評価部分)

別紙2：ファイナル・レポート目次案

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項  
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	電源開発や電力需給について	第4条 調査実施の留意事項 (2) 電源開発計画や電力需給について
2	事業サイト周辺の自然環境に係る調査の細目	第4条 調査実施の留意事項 (3) 環境社会配慮に係る確認
3	本邦技術の活用について	第4条 調査実施の留意事項 (4) 機材仕様の確認及び本邦技術の適用可否の確認
4	ICT技術の活用対象及び内容	第4条 調査実施の留意事項 (5) ICT (Information and Communication Technology) 技術の活用

## ファイナル・レポート目次案

1. アッパーアルン水力発電事業の計画に係る妥当性の確認
  - (1-1) 当国における電源開発計画、電力需給・輸出入見通し
  - (1-2) 当国における系統計画、近隣国との国際連系線に係る計画
  - (1-3) 事業費・内部収益率
  - (1-4) 運用・効果指標（事業効果）
  - (1-5) 予算、財源、事業実施、モニタリング計画、苦情対応メカニズム
  - (1-6) 建設予定地の状況、設計及び設備仕様
  - (1-7) 事業実施スケジュール・施工計画・調達計画
  - (1-8) 運営・維持管理体制
  - (1-9) 代替案の分析（代替案が環境に与える影響、当該影響の緩和策、経費、地域状況への適合性等）
  - (1-10) 地震、氷河崩壊による洪水、土砂崩れ、排砂等の自然事象への対策、費用
2. 関連法規、必要な許認可
  - (2-1) 自然環境（国立公園の近隣の土地の利用、自然動物の保護、河川の利用、大気汚染等）
  - (2-2) 社会環境（用地取得、住民移転、補償支払い）
  - (2-3) 水力発電所の建設・送電線の設置
  - (2-4) 近隣国との電力輸出入
3. 環境社会配慮の検討状況
  - (3-1) 環境社会配慮文書の承認状況・承認見込み
  - (3-2) 代替案分析の妥当性確認
  - (3-3) 自然・文化遺産に係る保護の指定地域
  - (3-4) 自然環境面（汚染対策、自然環境、生物多様性）への影響評価、緩和等、モニタリング計画の妥当性
  - (3-5) 下流にある生態系や水力発電所への影響評価の妥当性確認
  - (3-6) 社会環境面（住民移転、文化遺産等）への影響評価、緩和策、モニタリングの妥当性確認
  - (3-7) 住民移転に係る法的枠組みや責任機関の責務及び当該責務の履行状況の確認
  - (3-8) 事業実施に雇用や生計手段等の地域経済への影響の確認
  - (3-9) 住民移転・用地取得を含む社会経済状況に係るデータの取得

- (3-10) 緩和策やモニタリング実施のための費用と財源の確認
- (3-11) 苦情処理メカニズム設置状況の確認
- (3-12) 環境面・社会面への負担軽減に向けた方策の提案

#### 4. 先方負担事項

- (4-1) 免税措置
- (4-2) 作業用地・土取り場・土捨て場等の用地取得
- (4-3) 被影響住民に対する説明、ステークホルダーミーティングの結果
- (4-4) 住民移転に対する補償費用の支払い計画
- (4-5) アクセス道路の建設（費用負担、調達、建設等）
- (4-6) 事業実施に必要な許認可の取得状況
- (4-7) 事業完了後の運営及び維持管理の実施、必要経費

#### 5. 気候変動対策事業としての案件形成に係る情報収集・分析

- (5-1) プロジェクトから直接排出される温室効果ガス排出量
- (5-2) 供用段階における排出量推計

#### 6. 他ドナー・公的金融機関の動向

- (6-1) 他ドナーの融資検討状況
- (6-2) 公的金融機関の融資検討状況



## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：電力セクターに係る各種業務（水力発電所に関する業務が含まれること）

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です）。

##### 4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4-4）

##### 5) 現地業務に必要な資機材

##### 6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

##### 7) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・ 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

##### 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：全世界
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

## 2. 業務実施上の条件

### （1）業務工程

2024年3月より業務を開始し、各種報告書の期日は、前述の第6条 報告書等に記載しているとおりです。

### （2）業務量目途

#### 1) 業務量の目途

約 15.50 人月

なお、業務従事者構成の検討に当たっては、環境社会配慮（自然環境、社会環境）の専門性を持つ従事者を含めること。

#### 2) 渡航回数を目途 全 14 回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### （3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 現地調査における現地関係者（例として NGO 関係者、現地住民等のステイクホルダー）に対する情報収集業務。

### （4）配付資料／公開資料等

#### 1) 配付資料

- アッパーアルン水力発電事業に係るフィージビリティ・スタディ報告書

- アッパーアルン水力発電事業に係る環境アセスメント報告書
- アッパーアルン水力発電事業に係る累積的影響評価報告書
- アッパーアルン水力発電事業に係る環境社会影響アセスメント報告書
- アッパーアルン水力発電事業に係る環境社会管理計画書
- アッパーアルン水力発電事業に係る再定住アクション計画
- アッパーアルン水力発電事業に係るステークホルダーエンゲージメント計画

## 2) 公開資料

- 南アジア地域バングラデシュ、ブータン、インド、ネパール（BBIN）各国の電力連結性強化に係る用法収集・確認調査ファイナルレポート：  
和文：[libopac.jica.go.jp/images/report/12375408.pdf](http://libopac.jica.go.jp/images/report/12375408.pdf)  
英文：[12375416.pdf](http://12375416.pdf) (jica.go.jp)

## (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置（ネパール語⇄英語）	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

## (6) 安全管理

1) 渡航前の事前準備として後述する「行動規範」に関わらず、全渡航について必ず渡航前に、外務省「たびレジ」登録、JICA 安全対策研修の受講、緊急連絡先情報の提供を徹底する。また、3ヶ月以上の渡航は在外公館へ在留届を提出する。

2) JICA と契約関係にある国際協力事業関係者の方には研修の受講義務があり、JICA ホームページを確認の上、ご自身の渡航先に応じた JICA 安全対策研修を受講することが推奨される。安全対策研修・訓練

(<https://www.jica.go.jp/about/safety/training.html>)

3) JICA 安全対策措置（渡航措置及び行動規範）は、各国・地域の治安状況の変化等により随時改定されるため、渡航にあたっては常に最新の安全対策措置

（<https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>）を入手する。

4) また、当該国・地域別の治安やテロ、感染症等の情報や安全対策情報を提供する外務省の海外安全ホームページの情報

（<http://www.anzen.mofa.go.jp/readme/readme.html>）と併せて確認する。

5) 本調査の対象地向けの行動規範は以下のとおり。

#### ① 渡航前

- ・ 渡航前に、「ネパール国安全対策マニュアル」を熟読する。
- ・ 国内移動については、「ネパール国安全対策マニュアル」を確認のうえ、必要に応じて国内移動届を事務所に提出する。
- ・ 標高 2500m を超える地域に宿泊する場合は、高山病対策の観点から 4 週間前までに事務所に申請を行う。
- ・ 国内陸路・空路移動について、極力日中の明るい時間に行く。
- ・ 選挙等の政治行事、宗教記念日及びその他リスクが高いと考えられる期間は不要不急の渡航または移動を極力避ける。
- ・ 出入国は空路のみ。

#### ② 滞在中

- ・ 本邦及び第三国からの渡航者は、ローミング可能な携帯電話を持参するか、または現地到着後に SIM カードを入手する。
- ・ 携帯電話を常に携帯し、充電を忘れず行い、通話可能な状態とする。
- ・ 公共の場での目立つ服装、露出の多い服装は避ける。
- ・ 外国人の多い場所、不特定多数が集まる場所での行事、テロの標的となりやすい場所（治安当局施設、駅・バスターミナル、宗教関連施設、宗教行事開催場所、欧米関連施設、デモ行進や集会、レストラン、カフェ、バー、ショッピングセンター、大型スーパーマーケット、観光スポット、市場等）への訪問を最小限とする。
- ・ 不審な組織または団体から不当な金品等の要求を受けた場合は、要求に決して応じてはならず、速やかに JICA 本部またはネパール事務所に報告する。
- ・ 圧力鍋を用いた爆発物等の不審物を発見した時は、速やかにその場から離れるとともに警察等に通報する。
- ・ 予告されているデモ・抗議活動については、ネパール事務所より当地滞在者に事前に通知するため、当該エリアに近づかないようにする。突発的なデモに遭遇した場合、警察の誘導があったとしても、現場に近づかない。

- ・車両移動を行う際は、後部座席であっても必ずシートベルトを着用する。
- ・夜間の外出は最小限に留めること（特に女性の夜間一人歩きは避ける）。夜間の都市間移動は不可。
- ・空港においては出発/到着ロビーは相対的に脆弱なエリアであることから滞在時間を必要最小限とすること。
- ・標高 2500m を超える地域に宿泊する場合は、別途 JICA ネパール事務所の定めるルールに従う。
- ・旅程、宿泊先を変更する場合は、事前に速やかに JICA ネパール事務所担当者に連絡・相談した上で変更する。
- ・2023 年 1 月 15 日に発生したイエティ航空の墜落事故を受け、安全対策の観点から、イエティ航空の利用は認めない。

### 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023 年 10 月版）」を参照してください

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

#### (1) 契約期間の分割について

第 1 章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

#### (2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
  - ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。
- (例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

### 【上限額】

62,024,000円（税抜）

なお、定額計上分 5,800,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記 (3) 別見積 としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

#### (3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

#### (4) 定額計上について

定額計上した各経費について、上述(3)のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のま

ま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額(税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	現地における関係者へのヒアリング・情報収集に係る再委託費	第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3) 現地再委託	5,000,000円	人件費、出張旅費(日当・宿泊費)	再委託
2	資料等翻訳費(関連文献や参考資料等のネパール語から英語への翻訳)	第4条調査実施の留意事項 (4) 環境社会配慮に係る確認 4)	800,000円		一般業務費

(5) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

**(千円未満切捨て不要)**

(6) 旅費(航空賃)について

参考まで、JICAが想定している渡航経路(キャリア)を以下のとおり提示します。なお、提示している経路(キャリア)以外を排除するものではありません。

東京⇒インチョン⇒カトマンズ(大韓航空)

東京⇒シンガポール⇒カトマンズ(シンガポール航空)

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。  
(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：プロポーザル評価配点表



プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(65)</b>	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	35	
(2) 作業計画等	30	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(25)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(25)	(10)
ア) 類似業務等の経験	12	5
イ) 業務主任者等としての経験	5	2
ウ) 語学力	5	2
エ) その他学位、資格等	3	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(10)
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	2
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(5)